

再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金取扱要領

この要領は、再生可能エネルギー設備導入支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 15 条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 交付申請書の提出期限

要綱第 5 第 2 項に規定する期日は、2022 年 12 月 28 日までとする。

3 予算が不足する場合の措置

交付申請書の提出期限前に交付申請額が予算額に達した場合には、2 の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

4 補助対象事業者

要綱第 4 条第 1 項に規定する補助対象事業者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 県税の滞納又は未申告がない者であること
- (2) 公序良俗に反する事業を行っていない者であること
- (3) 事業活動等を行うに当たって各種法令を遵守していること
- (4) その他知事が不相当と認める者でないこと

5 補助対象事業

要綱第 4 条第 3 項に規定する補助対象事業は、次の各号の要件及び別紙の各設備の要件を満たす事業とする。

- (1) 再生可能エネルギー設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）により認定された発電事業に用いるものでないこと。
- (2) 再生可能エネルギー設備から得られた電気又は熱は、当該設備を設置した工場又は事業場において補助対象事業者が自ら消費すること。
- (3) 再生可能エネルギー設備は、補助対象事業者の事業の用に供するものであること。
- (4) 再生可能エネルギー設備は、補助対象事業者が所有権を取得（割賦購入契約による所有権の取得を含む。）するものであること。
- (5) 再生可能エネルギー設備は、将来用設備及び予備設備等ではないこと。
- (6) 再生可能エネルギー設備は、中古品又はリース品でないこと。
- (7) 再生可能エネルギー設備は、法令に定められた安全上の基準等を満たしていること。
- (8) 再生可能エネルギー設備は、知事が過剰と判断した装備品等でないこと。
- (9) 再生可能エネルギー設備の設置工事は、建築物、電気設備等に関する関係法令に準拠したものであること。
- (10) 補助対象事業は、再生可能エネルギー設備の導入により、補助対象事業者の工場又は事業場における二酸化炭素排出量を削減するものであること。
- (11) 補助対象事業は、6 の規定による早期着手の承認を受けた場合を除き、補助金交付決定後に着手するものであること。
- (12) 補助対象事業は、愛知県の同一会計年度における他の助成・補助事業として採択される事業ではないこと。

6 早期着手

- (1) 補助対象事業者は、次の要件に該当する場合は交付決定前に着手することができる。
 - ア 社会情勢等よりみて、特に緊急に事業を実施する必要があるもの。
 - イ 時期的・季節的に早期着手を必要とするもの。
- (2) 補助対象事業者は、交付決定前に補助対象事業の着手を行う場合は、早期着手協議書（別記様式1）を提出するものとする。
- (3) 知事は、提出された早期着手協議書について、やむを得ないと認めた場合は必要な条件を付して補助対象事業者に早期着手承認通知書（別記様式2）により通知するものとする。ただし、知事は、補助対象事業者に対し、早期着手の承認が補助対象事業として補助金を交付することを前提としたものではなく、事業内容等を協議する趣旨であることを了承させ、当該協議書の中に補助金が交付されなかった場合は、その経費の全額を事業主体等で支弁する旨を表示させておかなければならない。
- (4) 補助対象事業者は、早期着手により補助対象事業に着手した場合は、速やかに早期着手届（別記様式3）を提出するものとする。
- (5) 早期着手が行われた場合には、補助対象事業者は補助金交付の申請に際し、規則及び要綱に定めるもののほか、早期着手承認通知書の写し及びその他必要な書類を添付するものとする。

7 補助対象事業の軽微な変更

要綱第8条に規定する軽微な変更については、導入しようとする設備に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

8 申請書類等の提出

交付申請書、変更承認申請書、中止（廃止）承認申請書及び実績報告書は、本県が受付等の業務を委託する者に提出しなければならない。

9 補助対象事業者の県への協力

県が本事業の適正執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じること。また、県から発電量及び工事の内容等に関する情報を提供するように求められた場合は、これに協力すること。さらに、県が普及啓発に係る事例として事業者名、事業内容等を公表しようとする場合は、これに同意すること。その他目的の達成のために県が実施する活動に協力するよう努めること。

附 則

この要領は、2022年8月1日から適用する。

別紙

(1) 再生可能エネルギー発電等設備^{*1}

種別	要件
太陽光発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①太陽電池出力が10kW以上であること。</p> <p>②太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）のIECEE PV FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。</p>
風力発電	<p>発電出力が1kW以上7,500kW未満（単機出力1kW以上）であること。</p>
バイオマス ^{*2} 発電	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①発電出力が10kW以上であること。</p> <p>②バイオマス依存率^{*3}が60%以上であること。</p> <p>③副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするものでないこと（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、スタートアップの時等に補助燃料として使用する場合は該当しない。）</p>
水力発電	<p>発電出力が1kW以上1,000kW以下（単機出力1kW以上）であること。</p>
複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電	<p>上記の発電設備の出力合計が10kW以上であること。</p>
蓄電池	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①再生可能エネルギーを用いて発電する設備と併せて使用するものであること。</p> <p>②再生可能エネルギーを用いて発電する設備からの電気を、電力系統からの電気より優先的に蓄電すること。</p>
水素関連設備	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>①二酸化炭素排出実質ゼロ水素を製造・貯蔵・運搬（又は一体となって使用）するものであること。</p> <p>②水素を活用したエネルギーマネジメントシステムの構築のノウハウ又は特許を有し、かつそのシステムについて1年以上の運転実績のある事業者がシステム計画・仕様作成を行うこと。</p> <p>③二酸化炭素の排出削減を図ることができる事業であることを前提として、設備における水素等の利用割合は問わない。</p>
エネルギーマネジメントシステム	<p>次の①又は②のいずれかを満たすこと。</p> <p>①平時に省エネ効果（運用改善によるものを含む）が得られるとともに、熱源・ポンプ・照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できる機器であること。</p> <p>②システム内の発電量その他データに基づく需給調整の制御に必要な不可欠な機器であること。</p>

(2) 再生可能エネルギー熱利用設備

種別	要件
太陽熱利用	次の全ての要件を満たすものとする。 ①太陽集熱器総面積が5㎡以上であること。 ②太陽集熱器は、JIS4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有すること。
地中熱利用 ^{※4}	次の全ての要件を満たすものとする。 ①暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。 ②ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が5kW以上（連結方式の場合は、設備全体の合算値とする。）であること。
温度差熱利用 ^{※5}	ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が5kW以上であること。
バイオマス ^{※2} 熱利用	次の全ての要件を満たすものとする。 ①バイオマス依存率 ^{※3} が60%以上であること。 ②バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備の場合は、発電出力が5kW以上であること。 ③副燃料として化石燃料を常時使用することを前提とするものでないこと（常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、スタートアップの時等に補助燃料として使用する場合は該当しない。）

※1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に係る事業計画策定ガイドライン(最新版)に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること

※2 バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）

※3 バイオマス依存率は、次の算出式により計算すること。

$$\text{[算出式]} \quad \frac{\text{バイオマスの発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

※4 昼夜間又は季節間の温度変化の小さい地中に存する熱を、暖房、冷房、給湯、融雪その他の用途に利用すること

※5 河川水、下水、海水等の水を熱源とするものとして、その熱をヒートポンプ等で汲み上げることにより、給湯・暖房・冷房等の用途に利用すること